

〔研究ノート〕

# 福祉教育論

## ～介護福祉士養成課程における社会福祉科目の課題検証～

前 田 崇 博

### 【序章】

本書が刊行される2022年（令和4年）3月をもって本学の介護福祉士養成課程である「専攻科介護福祉専攻」（1年制）と「人間福祉学科」（2年制）が幕を閉じる。

専攻科は1989年（平成元年）、人間福祉学科は2000年（平成12年）に開学され併せて約1000名の介護福祉士を輩出してきた。この四半世紀の間でその専門教育の内容は様変わりしている。介護福祉士誕生の時は、「介護の専門家」という位置づけで、看護助手のような役割を想定されていたが、現在は相談業務やチームケアのリーダーを担える専門職としてその役割と任務が規定されている。また、介護関連の様々な資格のヒエラルキーの頂点としての位置づけとなっている。このような資格の資質向上は介護福祉士の現場での活躍がベースとなっている。ただ、視点を換えれば、様々な役割、任務をこなせるように何回も改訂されてきた指定科目の変遷も大きな要因でもある。

また、介護福祉士課程の福祉教育においては功罪の「罪」もあると仮説を立てている。2009年のカリキュラムの全面改訂の前は、介護福祉士は「総合職」の意味合いが強く、広く浅くではあるが隣接領域のリハビリテーションやレクリエーション、手話、点字の技法も学んでいた。何でもこなせる専門職、どのような職種ともチームが組める柔軟性が最大の魅力であった。しかしながら、その改訂により介護福祉士の介護の領域の専門性ばかりが強調される方向になってしまった。結果的に、科学的な介護を実践する専門家として位置づけられるようになったため、隣接領域の技法を学ばなくなってしまった。私はこのことが高校生らの若者の受験離れを促進した一因だと推察している。

本章では、「介護福祉士」の役割や指定科目カリキュラムの変遷、介護福祉士養成課程における社会福祉の教育内容を概論・原論と演習・実習に分けて分析する。そして、終章として今後の介護福祉士養成の課題について試論を述べたい。

### 【本章】

#### 第一節 「介護福祉士」の位置づけと指定科目カリキュラムの変遷

1987年（昭和63年）「社会福祉士及び介護福祉士法」によって、世界初の介護関連の国家資格として産声を上げた。同時に誕生した社会福祉士の役割と任務はソーシャルワーカーと完全に重ねられていて、英米では100年以上の歴史のある教育カリキュラムも存在している。それに対して介護福祉士は世界に類をみない資格だけにカリキュラム構成も難航していた。ただ、本学の専攻科創始者

である故・雀部猛利名誉教授が兵庫県下においていち早く「福祉介護士」という資格と教育プログラムを稼働されていたこともあり、その内容をモデリングしたのが始まりである。また、その当時、老人ホームの職員で最も多い資格が保育士であったことから、その親和性に注目されて保育士養成校出身の有資格者に関しては、50%の読み替え率、つまり介護福祉士2年課程の半分の期間である1年間の履修で資格取得が可能となった。そこで、本学の専攻科のような1年制の学科が保育士養成校を中心に一気に広がった訳である。

また、日本型の介護の概念には、いわゆる身辺介助だけでなく、掃除、洗濯、買い物などの家事の内容も包含している。そこで、「家政学」の三領域（衣・食・住）を必須科目に追加されたのである。

黎明期の必修カリキュラム（1988～2008年度末）は以下の通りである。

まず「福祉」の領域では、基幹科目に総論としての「社会福祉概論」を置き、各論として「老人福祉論」「障害者福祉論」「社会福祉援助技術」で構成されていた。一方、「介護」の領域では「介護概論」「介護技術」「障害形態別介護技術」という内容、そして「家政学」という3領域で編成されていた。その他、3領域の集大成としての「介護実習」、技術論としての「リハビリテーション論」「レクリエーション指導法」が置かれていた。

介護保険が開始された2000年（平成12年）以降、介護福祉士は様々な領域で活躍することになる。介護技術に関しては専門性を極めて、スキル面では世界1、2位と評価される内容になった。また、介護福祉士有資格者の事故率の低さも併せて評価され、医療的な対応の一部も可能ではないかとの議論も起きた。さらに、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの合格者も看護師を抜いて1位になった時期でもある。そのため、より専門的知識、技術を裏付ける教育カリキュラムの開発が急務になってきた。

そこで、2005年（平成17年）頃から検討されて2009年（平成21年）度から開始されたのが、現行の資格必修カリキュラムである。具体的には『人間と社会の理解』『介護』『こころとからだのしくみ』の三領域の構成となった。この『人間と社会の理解』が社会福祉の教育内容にあたり、多くの養成校が「社会福祉概論」を基幹科目に据えていた。そして、各養成校の個性を発揮しても良くなり、各校の強みを打ち出す内容になっている。本学は「社会学」と「社会保障」を前面に打ち出している。一方、『介護』の領域はこれまでの技術論の域を出て施設や法律の概論のような内容が義務化されている。『社会福祉概論』的な内容を介護の視点からも学ぶ形となった。また、『介護過程』という演習科目が新設されたがこれはケアマネジメントと事例研究を学ぶ科目であり、ソーシャルワーカー的な内容を介護の視点で考察していく科目でもある。さらに『こころとからだのしくみ』という領域も新設され、医学、看護学、心理学もしっかり学ぶ体制が整備された。この領域に関しては2011年（平成23年）から、胃ろうや経管栄養の管理を担えるようにする「医療的ケア」が加わり、医療的な職場での活躍できる下地が来ている。

特筆したいのは、必修指定枠から削除された科目である。「リハビリテーション論」「レクリエーション指導法」という関連領域の各論が削られた他、「障害形態別介護技術」の手話と点字もなくなっ

てしまった。さらに、「家政学」の三領域も科目としては消滅して、一部が介護の知識として残るだけになった。

ソーシャルワーカーという職業モデルが元々あった社会福祉士と違い、介護福祉士は日本が手探りで作ってきた資格である。良い意味でも悪い意味でも、総合的な知識・技術のハイブリット・ワーカーとして摸索されてきた歴史がある。そのため、様々な技術を必須科目として設置されていたが、介護保険制度の開始によって、その介護、福祉領域での専門性が大いに評価されることで、関連領域の技術を捨てることになる。介護のスペシャリストとしての役割・任務を明確にしたと言えるが、そのスペシフィックな側面を強調することによって、そのジェネリックな魅力であった総合技術力は低下していくことになる。より専門性を強めるということは世界の介護職モデルになった介護福祉士の宿命であるのかもしれないが、この2009年（平成21年）以降、全国の介護福祉士養成校の学生が激減していったことは否めない事実である。広く浅くではあるが、様々な領域の技術、知識を学べることが介護福祉士養成校の一つの存在意義だったと認識している。科学的な裏付けのある介護技術を学ぶスペシフィックな側面と、他職種他領域から広範な知識と技術を習得するジェネリックな側面の両方を併せ持った専門職として成長・発展してきただけに非常に残念な方向転換となった。

## 第二節 介護福祉士養成課程における社会福祉の教育内容（概論・原論編）

この節では介護福祉士養成課程における講義系、具体的には概論・原論を中心にした社会福祉科目の内容の変遷について考察する。この三十年間で二つの大きな転機があった。前述した介護保険開始と新カリキュラム導入である。この二つの事象前後で内容が大きく変貌していることを鑑み、約10年ごと、三期に分けて検証する。

第一期（1987-1999年）は、日本の社会福祉のパラダイム・シフト期と重なる。時を同じくして、政府はゴールドプラン（高齢者保健福祉十か年戦略）を打ち立てる。これは、わが国の社会福祉の歴史上最大の改革である。具体的には、人口1-2万人の『公立中学校区』を一つの地域社会の単位として設定した。そして、その地域内で、デイサービスまたはデイケア、在宅介護支援センター、ホームヘルプステーションの設置を各市町村の半ば義務にしたのである。地域格差は残ったものの、全く何もない『公立中学校区』がなくなるなど、高齢者福祉の社会資源は一気に充実することになる。副産物として、特別養護老人ホームも各地で増設されることになる。

この第一期における概論・原論系の社会福祉教育の特徴は「マクロ領域」に軸足を置いている。日本国憲法、社会福祉六法をはじめとする法体系、医療や年金等の社会保障が中心であった。現在ではあまり時間を割かない児童福祉、母子福祉にも力点を置く形で、全ての福祉利用者に対応する知識の修得を最終目標に設定されている。また、英米の社会福祉政策の歴史や先駆的活動をした人物も学ばなければならなかった。児童福祉は保育士との親和性の堅持、英米の事項は社会福祉士との一部同質性の維持という目的が垣間見られる。ただ、教員、学生の間では、実際に就職する訳ではない児童福祉領域のことを教示する必要性や100年前の英米の偉人のことを学ぶことに疑問が呈

されていたのも事実である。専門性の明確な保育士や社会福祉士教育内容を一部活用したといっても過言ではなく、それくらい「介護福祉士を目指す学生に、何を教えたら良いのか」という暗中模索の時期でもあった。

第二期（2000-2008年）は、介護保険開始からカリキュラム改訂までの期間である。カリキュラム的には介護福祉士資格が誕生した時のままであるが、介護保険導入が介護福祉士の役割、任務を格段に上げた。介護保険という社会保険制度をバックに前述の公立中学校区で様々な介護施設が稼働し始めた。その中心に位置したのが介護福祉士であった。介護福祉士の有資格者の介護技術はレベルが高く、自ずとリーダー、コーチ役に抜擢される。また、低い事故率、高い人権意識による虐待防止等、介護の質の担保には必要不可欠な存在になる。また、この当時は家政学の3領域も必修のため、家事能力も優れており、ホームヘルパーのリーダーとして活躍することにもなる。実際、本学の卒業生もこの時期に施設長やセンター長に昇格する者も多かった。広く浅くではあるが、様々な領域の知識・技術を学んでいるために管理職に適任だったとも言える。

この第二期の概論・原論系の社会福祉の特徴は「メゾ領域」である。勿論、基本となる法体系や社会保障は学ぶが、それ以上に、実際に活躍する地域社会に焦点が当たる。具体的には、デイサービスやショートステイの詳細なサービス内容から、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設の専門職の配置や定員基準といった実際に働く場所を徹底的に理解することが目標となった。そのため、児童福祉や海外の福祉の内容は自然淘汰していくことになる。さらに、利用者理解にも力を注ぐことになり、認知症高齢者や各種障害者の理解も概論・原論系科目の役割となっていく。

第三期（2009年-至現在）は、カリキュラムの大幅改訂だけでなく、国家試験の義務化の時期でもある。この期間になると養成校出身者が研修を受けて「介護系教員」として教鞭をとるようになる。1学科1名が必置となり、本学では2学科で3名体制とした。介護実務5年以上の介護福祉士のため、根拠のある介護技術の教育が各地で実現していく。「科学的介護」「介護のエビデンス」等の言葉も多用されてくる。政策的には介護保険制度が安定期に入り、また、障害者福祉の領域でも契約概念が取り入れられてより利用者本位のシステムが構築されていくようになる。

この第三期の概論・原論系科目の特徴は、「人権・倫理領域」に力を入れることになる。勿論、法体系や施設の機能も教示するが、高齢者や障害者の虐待防止法が徐々に効力を発揮してきており、介護福祉士にその発見や防止の役割を期待されたのである。また、メゾ領域では、障害者差別解消法が成立して、差別、偏見、無理解を社会からなくす方向性が示され、この推進力として介護福祉士が期待されているのである。そのため、現在の概論は法制度のシステムから人間力醸成の倫理教育まで多種多様なものになってきている。また、国家試験義務化により、わが国の介護福祉士に求める内容が詳細に示されることにもなり、その専門性の構築は進捗している。

### 第三節 介護福祉士養成課程における社会福祉の教育内容（演習・実習編）

概論・原論と違い、演習・実習の科目に関しては「対人援助実践」、換言すれば「マイクロ領域」

での直接的な関わりを学ぶ。そのため、援助理念や具体的な対応方法を学ぶ領域であるが、この30余年の間でその教育理念は変貌してきている。

第一期（1987-1999年）は、先述した通り、社会福祉の土台から改革しようとするパラダイム・シフト期である。中央集権的な社会福祉六法体制に少しずつ綻びが出始め、各自治体が展開する地域福祉に注目が浴びだしている時期である。この期間の少し前にあたる1981年は国連が全世界に障害者福祉のあり方を提示した『国際障害者年』であり、これ以降わが国ではあまり馴染みのなかった「地域福祉」という政策理念が定着していくことになる。「施設福祉、在宅福祉の二者択一ではなく、地域での生活が実現すること」を目標に掲げられた。

この当時の福祉教育の最も重要な柱は地域福祉用語である『ノーマライゼーション (normalization)』であった。直訳すれば「普通化」であり、障害の有無に関わらず、施設にせよ、在宅にせよ、住み慣れた地域で普通に生活していくという理念である。この用語は短期間で各地に広がり、そのムーブメントはこれまでの施設ケア中心のわが国の福祉教育の内容を一変させた。演習・実習系の書籍でノーマライゼーションが記載されていないものは旧教育体制とみなす動きもあり、ほぼ全ての標準項目テキストに記載されることになる。さらに、様々な試行錯誤的な解釈も教育現場でなされ、「障害をマイナスと捉えない」「障害＝個性」「障害ではなく、障害や障がいと記載しよう」という気運も高まった。一方、[介護] × [ノーマライゼーション] = [居宅介護] という拡大解釈や曲解も一部の地域や養成校にあったが、結果的に『脱入所施設化』という大きく新しい波に合流していくことになる。実際、この時期にはこれまで入所施設での介護一辺倒だった実習が、地域に溶け込んでいる生活保護施設やデイサービス等の通所施設での介護も実習日数にカウント出来るように基準が緩和された。政府も地域福祉のマンプワーとして介護福祉士に期待を込め始めたことが分かる。

また、ノーマライゼーションが徐々に浸透する中で、同じ地域福祉の関連用語である「バリアフリー (barrier free)」という理念も台頭してくる。バリア (障壁) をフリー (除去する) という非常に分かりやすい実践概念でもあり、さらにこの時期に街中のバリアを除去していく「ハートビル法」が施行され、点字ブロックや音声信号機、鏡付きエレベーター、多目的トイレ等が一気に普及することになる。この理念は一般社会にも受け入れられていき、介護・福祉対応とのファーストコンタクトの役割を果たしていくことになる。さらに福祉教育においては心理的、社会的バリアという否定的な内容が論じられ、差別、偏見、無理解といったことを解消する「心のバリアフリー」教育の時間が増幅した。実習でも「人権教育」がとり入れられて「禁句指導」や「アンチ虐待実習」等のプログラムも登場することになる。

さらに「マネジメント」という用語もテキストに記載され始めている。一連の地域福祉のムーブメントやゴールドプランの進捗により、わが国では例をみない程、介護や福祉の社会資源が急速に整備されてきたのである。ただ、その多種類のサービスをどのように組み合わせれば最も適切かという課題が残る。そこで、必要になってくるのが情報提供から調整までのコーディネートをする機能と役割である。わが国ではこの時点では存在しなかったが、海外のケースマネジャー、コーディネーター

の仕事を紹介するという教育も盛んになっていたと記憶している。この流れが、後々、わが国のケアマネジャー（介護支援相談員）へと繋がっていくのである。

総じてこの時期は、地域福祉の概念が福祉教育の方向性まで変え、介護福祉士の新たな役割と任務を与えた時期でもある。

第二期（2000-2008年）における福祉教育で特筆すべきなのは、ソーシャルインクルージョン、ICF、という2つ理念であろう。

まず「ソーシャルインクルージョン（social inclusion）」であるが、これは2000年に国際ソーシャルワーカー連盟が漏救防止、援助ネットワークからドロップアウトした層に着目する援助視点を提唱したものである。「社会的包含」と訳されて、社会的に排除されている人達を福祉の対象として包摂していこうと理念である。わが国では地域福祉の理念から発展して政策指針のような存在になっている。具体的には、これまで積極的に福祉の対象としなかった相対的貧困層、いじめ被害、虐待被害、DV被害、引き籠り、希死念慮等にも援助ネットワークの中に入れてもらうことである。実際この時期に、児童虐待防止法、高齢者虐待防止、DV防止法、自殺対策基本法等が施行されている。介護福祉士養成課程においてもそれら全ての法律を演習や実習といった実践型学習で触れて、自分達の援助対象の範囲を拡大する教育を積極的に実施した。社会福祉士のように直接解決を果たす訳ではないが、様々な社会問題にも逃げずに対峙できる強靱な介護福祉士教育が実践され始めた時期でもある。

さらに、WHO（世界保健機関）が国際的な障害分類の概念を、「ICIDH（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps）」から「ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）」のコンセプトに変えたことは、福祉教育の新しい時代の幕開けのシンボリックな出来事でもある。前者は、障がい⇒社会的不利というステレオタイプの思考回路で、不幸にならないよう障害者自身に努力を求めるもの。それに対して「ICF」は、障害を持つことはそもそも不幸ではないという前提で、障害者のみが努力するのではなく、周囲の者も障害を理解して出来ることはする努力をしていくことで、障害が障害というマイナス因子にならないようにする地域社会づくりを提唱している。これまでの介護福祉士養成課程は、前者に依拠した「医学モデル」で支配されていたのでどうしても「同情思考」で行動してしまっていたが、この時期から「共感」「伴走」という理念を考察ポイントとする演習・実習となった。これは「生活モデル」と呼ばれるもので、利用者の生活や環境から課題を見つけて援助する方法論となり、福祉教育の効果は格段に上昇した。

この時期の介護福祉士養成課程の演習・実習においては、援助の対象が格段に広がった。換言すれば、「これは私達是对応できない」とする層をなくすような全方位的な福祉教育に発展している。また政府はソーシャルインクルージョンのアンチテーゼとして「ソーシャル・エクスクルージョン（social exclusion）」を社会的排除として負の要素の詰まった重要キーワードにしたことから、全ての困窮した人に援助できる専門職として、介護福祉士を想定していることが分かる。

第三期（2009年－至現在）は新しいカリキュラムになってからの期間である。前述したように家政学の三領域やリハビリテーション、レクリエーション、点字、手話といった関連領域の技術が淘汰されている。代わりに合計300時間の設定をされたのが「介護過程」という演習科目である。これは、介護福祉士課程における事例研究、個別対応技術を学ぶものでケアマネジメントをはじめとするソーシャルワークの福祉教育が主体となっている。また、介護系、看護系教育のケーススタディの場でもある。さらに、「介護実習」の最終段階において入所されている利用者を一人選択して実際に介護過程をすることも義務づけられている。このような内容の演習・実習は他の専門職教育にはなく、換言すれば介護福祉士の「専門教育」の代表的な内容とも言える。

具体的には、担当した利用者の生活やニーズのアセスメントをして、プランニングをする。本人に丁寧に説明をして同意をもらってから実践していく内容である。認知症の進行防止やADL・IADLの維持、QOLの向上等、介護技術を通して生活課題を解決していくことに一定の効果がみられる。この内容を介護福祉士の専門性として認識することは賛成である。しかしながら、そこには「介護士」の視点しかない場合が少なくない。つまり「福祉」の視点の欠落である。非常に「単調」なことが多く、ICFのようにその利用者の全体像をみようとしないう。いや、見られていない場合が多い。実は第二期の時も実習では介護過程を実施していた。その時は様々な援助視点があり、非常に細かく、かつ重層的なプランニングをしていた。アクティビティと言われる日々の生活プログラムや日常生活の基本訓練等が自然に入っていた。これは仮説であるが、リハビリテーションやレクリエーションといった科目を履修していたからだと推察される。現在は、非常に高度な介護技術を修得して、自分達にしかできない熟練技術の域まで到達している。いわばスペシフィックな介護福祉士としてはどんどん進化している。しかしながら、全ての生活課題に柔軟に対応するジェネリックな援助視点は現在の教育プログラムでは醸成できなくなってきた。高いスキルを持つ介護福祉士という目標は達成できたが総合的、全方位的な能力や援助視点は低下していると言わざるを得ない。これも仮説だが、この新カリキュラムによって専門性を強調された介護福祉士は高校生からは人気がないよう様である。介護福祉士養成校において高校新卒の学生が激減している時期とも重複するために今後の課題として検証する必要性を痛感している。

この時期の演習・実習系の福祉教育の柱は「エンパワメント」と「アドボカシー」である。

「エンパワメント (empowerment)」は、直訳すれば「力を付与する」「権限を与える」であるが、福祉教育では「力づける」「潜在能力を引き出す」等として活用される。介護過程を進めるうえで、利用者にとどのような介入（インターベンション）をすれば効果的なのか。また、その利用者の内にとどのようなパワーが眠っているのか等を考察していくのである。時には、動機づけ（モチベーション）の喚起としても使われる。介護福祉士がその知識と技術を駆使して主体的に行動する指針のような役割を担っている用語である。

一方「アドボカシー (advocacy)」は二通り意味のある行動指針として重宝されている。一つは「権利擁護」である。高齢者虐待防止法の施行により、高齢者に対する様々な人権侵害事例が顕在化し

てきた。施行前までは四肢のどれかをベッド柵に縛り付ける身体拘束や、2、3日着脱衣をしないネグレクト、勝手に金銭を使用してしまう経済的虐待等の酷い内容の虐待が介護施設内で多発していたことが判明する。介護福祉士は「縛らない介護技術」等、アンチ虐待のスキルを修得している専門職である。虐待の発見だけでなく、その予防能力を期待されることになる。また「職業倫理」を後進に伝える役割も明記される等、人権の門番的な任務を担うことになる。これは、介護実習の段階から実践することになり、本学でもいくつかの施設での虐待的な事象が報告され、学校として関係部署に通報することも少なくない。当然、実習施設との関係はおかしくなるが、虐待の発見や告発をした学生を大いに評価するためにもそのような教育姿勢は貫いてきている。

アドボカシーのもう一つの意味は「代弁」である。なかなかコミュニケーションが出来ない利用者の気持ちを斟酌して代わりに発言する文字通りの代弁から、弱い立場の利用者の味方になって様々な困難を一緒に乗り越えていくことも含まれる、介護過程での実践例はこのアドボカシーが最も多いと認識している。様々なことを施設入所によって、諦めている利用者に希望を与える行動でもある。介護系ソーシャルワークの真髄だと認識している。

## 【終章】

このような形で介護福祉士養成課程の福祉教育は変遷を遂げている。介護福祉士の主な活躍の場である介護業界は10兆円市場であるが、介護報酬は政府が決定する公的管理システムの市場でもある。そのため、国家資格である介護福祉士の役割や任務も政策の動向に左右される。ノーマライゼーションのムーブメントとゴールドプランによる社会資源の増設ラッシュの第一期、ソーシャルインクルージョンの理念と介護保険制度が動き出した第二期、そして新しいカリキュラムとともに養成校の学生も国家試験受験が実質的に義務化された第三期という形で約10年前後の単位で福祉教育を鑑みてきた。特に、筆者は第三期のカリキュラム改訂に辛辣な意見を持っているが実は理解すべき要因もある。介護福祉士は社会福祉士と同時に誕生したことは先にも述べたが、じっくりその専門性を英米のソーシャルワーク教育を参考にしてカリキュラムを編成した社会福祉士に比べて、社会福祉学、看護学、心理学、リハビリテーション学等の様々な隣接領域の魅力的な項目を集めたパッチワークのような編成だった。特に、改訂前のカリキュラム群の編成は社会福祉士のそれと酷似していて「同質化」の批判は常にあった。しかしながら、ゴールドプランから介護保険制度開始という一連の流れは、介護福祉士を主役に据えて発展していくようになる。そして、その介護福祉士も社会的な希求に応えるようにその役割や任務、機能を進化させていくようになる。このような展開になると社会福祉士との完全な決別、介護福祉士の専門性の明確化とその内容に沿った国家試験の義務化という流れになったことは自明の理と言える。ただ、苦し紛れに近い形で寄せ集められた各領域の強みのパッチワークは「玉虫色」に輝いていたのかもしれない。第二期には本学の人間福祉学科のように新規参入校が激増していたことから証明できる。

ここで課題を検証したい。筆者は、玉虫色の時代に戻れとは考えていない。折角、介護福祉士の



専門性が明確になって、介護技術では間違いなく世界のトップレベルとなった介護福祉士の養成課程の今後について考えてみたい。

2021年（令和3年）から政府が介護で実践した内容をビックデータ化する「life」というシステムを作った。介護過程のようなアセスメント、プランニング、モニタリングといった体系的なプロセスを辿った事例を政府に報告していく形である。このシステムの目的は「介護を科学する」ことである。世界初の試みで熟練工の技術のような「介護がもたらす様々な効果」をしっかりとエビデンスに基づいた技術論として体系化していくためでもある。介護の国家資格のある日本にしかできない挑戦であり見守っていききたい。

次は「AI教育」の導入である。介護ロボットの普及をテレビを使ってアピールしたこともあったが（2016年「おはよう朝日です」）、人工知能の活用は介護をより安全に、そして質の高いものに変えていく。例えば、見守り型のロボットでは、利用者がベッドから離れたり、落ちそうな姿勢になったら職員に知らせる機能がある。また、血圧や体温、呼吸回数を定期的にステーションにデータを送ることも可能である。介護職員の手間を減らすだけでなく夜中に何回も体調確認されるストレスからも解放される。先頃、姉妹法人の城南福祉会で取り入れられたのでその効果を何かの機会に教示してもらう予定である。さらに、結構手間のかかる記録や職員の健康管理領域もAIの活用により省力化され始めている。これらのAIを使いこなせる能力を介護福祉士養成課程で導入すべきだと思っている。過去に、本学において実験的にAI搭載の介護ロボットをレンタルしたことがあったが理系、文系といった各学生の資質に関係なく非常にうまく使いこなせていた。生まれた時からデジタル化された生活環境で育ったZ世代にとっては「AI×介護」という方程式が心地よく感じられると確信している。

最も課題が内包されているのは「指定カリキュラム」だと認識している。まず、総時間数の1860時間は多すぎる。どのように編成しても2年間の教育課程が必要になり短大や専門学校では単科課程となってしまう。特に、国家試験を義務化する前の時期と時間数が変わらないことに疑問を持っている。確かに、国家試験を受験しないのに介護福祉士を授与するためにはそれなりの時間を提供し質の担保をはからなければならない。逆に、国家試験というスクリーニング体制があれば2年間丸々使って介護福祉士のことを学ぶ必要はないと考えている。特に、本学専攻科はこの30年間、900-1000時間のカリキュラム編成で介護福祉士を輩出してきた。OGの各方面での活躍を見るにつけ短期間で修得する教育課程の魅力を感じる。確かに彼女達には保育士養成のバックボーンがあるが、この1年間1000時間モデルは非常に効果的だと強調したい。その時間数なら、他の資格課程との併存も容易になり様々なキャリアモデルをデザインすることが出来ると確信している。特に人間福祉学科が美容養成校と試みた「認定エステティシャン」の同時修得も問題なくデザイン出来る。今後、介護福祉士養成が生き残る方法だと提言したい。

さらに、もし、カリキュラムが抜本的にスリム化するのであれば、これまで捨ててきた隣接領域の技法（リハビリテーション、手話・点字等）を選択制で置くことも可能である。また、本学が試

みた有償のインターンシップ制度である「デュアルシステム」も組み合わせることが可能になってくる。若者が振り向くカリキュラム編成が今後の養成課程の命運を握っているといっても過言ではないと思う。

以上、様々な視点、論点から介護福祉士の養成教育の課題を検証してきたが、改めて思うのはその福祉教育が日本型対人援助教育の象徴だということである。介護福祉という技術は究極の社会的スキルと呼ばれるが、それぞれの地域社会で継続されてきた生活習慣、家族観、人生観が投影されて形成されていく。地域文化が投影されているテクニックでもある。各養成校がその地域の強みを発揮して介護福祉教育を継続していかれることを強く熱望する。また、本学でも形を変えて福祉教育を維持していく予定である。介護福祉教育の維持が、日本型SDGsの一つであることを確信している。

※最後に付記したいのは、この30有余年、専攻科介護福祉専攻と人間福祉学科という介護福祉士養成課程を進学先に選択して巣立っていったOG達や福祉教育に心血を注いであされた教員の方々にこの場をかりて感謝を申し上げたい。介護福祉士養成のトップリーダーの一角として走り続けてきたことは、わが国の介護の歴史にも少なからず影響を与えたと自負している。また、筆者をその両学科の学科長に18年間も毎年任命して下さり、学生募集が苦しい状況も一緒に乗り越えてきて下さった中尾博理事長以下の経営陣、様々な改革案を教示して下さった西川仁志学長、そして常に最高のチーム教育と一緒に実施してきてくれた両学科の同僚には改めて深く御礼を申し上げる。

#### 【参考文献】

前田崇博監編『社会福祉士マスタ問題集』2001年（久美出版）

前田崇博監編『介護福祉士マスタ問題集』2001年（久美出版）

前田崇博・吉井珠代編著『対人援助技術総論』2001年（久美出版）

矢野正樹・佐々木隆志編 前田崇博他著『福祉教育論』2004年（建帛社）

前田崇博・山本永人・宮崎恭子編著『やさしく学ぶ介護の知識』シリーズ2009年（久美出版）

前田崇博監修『介護福祉士実務者研修テキスト』2022年（ミネルヴァ書房）

（まえだ たかひろ：教授）